

改正	昭和29年10月12日規則第69号	昭和30年2月18日規則第16号
	昭和31年10月1日規則第68号	昭和32年1月22日規則第8号
	昭和33年10月6日規則第92号	昭和42年1月20日規則第1号
	昭和44年10月22日規則第103号	昭和58年3月15日規則第14号
	平成6年7月19日規則第131号	平成10年7月31日規則第72号
	平成11年3月30日規則第21号	平成13年3月27日規則第18号
	平成15年4月1日規則第79号	平成17年3月22日規則第33号
	平成26年8月1日規則第85号	平成28年7月29日規則第88号

神奈川県児童福祉審議会規則をここに公布する。

神奈川県児童福祉審議会規則

（総則）

第1条 神奈川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）児童福祉法施行令（昭和23年3月政令第74号）その他の法令に定めがあるものの外、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和42年規則1号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員26人以内で組織する。

一部改正〔昭和32年規則8号・42年1号・平成26年85号・28年88号〕

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加〔平成13年規則18号〕

（臨時委員）

第4条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会の会議において議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終つたときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和32年規則8号・42年1号・平成13年18号〕

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

追加〔平成13年規則18号〕

（会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成13年規則18号〕

（幹事及び書記）

第7条 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、庶務を整理する。

4 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

追加〔平成13年規則18号〕

（部会）

第8条 審議会に次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。

部会の名称	分掌する事項
施設里親部会	児童福祉施設（保育所を除く。）の設備及び運営、児童福祉法（以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設を除く。）並びに里親に関する事項
障害福祉部会	障害児及び知的障害者の福祉に関する事項
母子福祉部会	母子家庭等及び寡婦の福祉並びに母子保健に関する事項
社会環境部会	芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する勧告並びに神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）の施行に関する事項
権利擁護部会	児童についての施設への入所等の措置等及び一時保護並びに児童虐待の防止に関する事項
保育部会	保育所の設置の認可並びに設備及び運営並びに法第59条第1項に規定する施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に限る。）に関する事項

- 2 部会は、審議会の委員若干人で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
- 4 各部会に部会長1人を置く。
- 5 部会長は、当該部会の委員の互選により定める。
- 6 部会長は、部会の会議を主宰し及び会務を掌理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 8 部会長は、部会で議決した事項について、審議会に報告し、前項の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 9 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和29年規則69号・30年16号・31年68号・32年8号・42年1号・44年103号・58年14号・平成6年131号・10年72号・11年21号・13年18号・15年79号・17年33号・26年85号〕

（委任規定）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

一部改正〔昭和32年規則8号・42年1号・平成13年18号・26年85号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則（昭和29年10月12日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年8月1日から適用する。

附 則（昭和30年2月18日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年1月4日から適用する。

附 則（昭和31年10月1日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年1月22日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年10月6日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年1月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月22日規則第103号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月15日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月19日規則第131号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 7 月31日規則第72号）

この規則は、平成10年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月30日規則第21号抄）

1 この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成13年 3 月27日規則第18号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する神奈川県児童福祉審議会の委員の任期は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成14年 7 月31日までとする。

附 則（平成15年 4 月 1 日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月22日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 8 月 1 日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の表母子福祉部会の項の改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月29日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。